

## 委託契約書（案）

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務（以下「委託事業」という。）を令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額金\_\_\_\_\_円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、本契約の締結日から令和7年3月14日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする。

（免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の可否）

第6条 乙は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明らかにした書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項の規定に基づき、乙が再委託を行う場合は、甲は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて乙の行為とみなし、乙に対して本契約上の責任を問うことができる。

（計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（計画の変更）

第8条 乙は、計画書の内容を変更しようとするときは、事前に変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の30%以内の流用に係る変更については、この限りではない。

（業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

（事情変更）

第10条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(業務管理者及び従事者の選任及び報告)

第11条 乙は、業務の履行に当たり、業務管理者及び従事者を選任し、業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の業務管理者及び従事者を選任したとき、又は選任した業務管理者及び従事者を変更したときは、甲に対し業務管理者等届出書(様式第3号)により報告するものとする。

(調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、いつでも乙に対して委託事業の処理状況について実地に調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第13条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第14条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第5号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

第15条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第6号)により、請求するものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締

役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第16条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他労働争議その他の不可抗力により生じた損害についてその責任を負わない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により乙が契約を解除したときは、これにより被った損害について、乙にその賠償を求めることができない。

3 甲は、第1項に該当するときは、この契約の解除の有無にかかわらず、当然に期限の利益を失い、乙に対する未払債務の全額を直ちに弁済しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第19条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(権利関係)

第20条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲側に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

3 前2項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(変更の届出)

第22条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(契約外の事項)

第23条 この契約書に定めのない事項については、今治市契約規則（平成17年今治市契約規則第63号）に準じるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

甲 瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 印

乙

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

- 第1 この契約により、しまなみ海道活性化実行委員会（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (秘密の保持)
- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (厳重な保管及び搬送)
- 第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- (再委託)
- 第4 乙は、甲の許諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- 2 乙は、甲の許諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。
- (特定個人に情報の処理についての再委託)
- 第5 乙は、特定個人情報の処理を第三者に再委託するときは、次に掲げる事項を含め、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得なければならない。
- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境
- 2 乙は再委託先との間で、この契約（この特記事項を含む。以下同じ。）と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先にはこの契約により乙に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。
- 3 再委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。
- (委託目的以外の利用等の禁止)
- 第6 乙は、次2項に定める場合のほか、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、特定個人情報を、この契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。
- 3 乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき委託業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。
- (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。
- (個人情報の持ち出し禁止)
- 第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所（特定個人情報については、乙の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をい

う。)又は管理区域(特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。)以外の場所に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 前項の場合において、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。
  - 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
  - 前項の第三者からの甲に対する申立てが、乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
  - 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は、速やかに、甲に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
  - 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
  - 本条の定めは、この契約が完了し、又は解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

- 第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

- 第11 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収することができる。
- 前項の報告は、甲が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、委託業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。
  - 甲及び乙は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

- 第12 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、乙の役員及び従業員への事情聴取等委託業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。
- 前項の監査又は検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。
  - 乙は、甲が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、乙の費用で、甲が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、甲の要求する基準を満たさなければならない。
  - 乙は、甲の監督当局に対する義務の履行等(甲を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他甲の監督当局に対する義務の履行等)を妨げることがないように、甲に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

- 第13 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

- 第14 乙は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施場所
- 4 収支予算書
- 5 その他

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注）下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- （1）様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
- （2）メールの宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者の上席者とする事。  
（BCC は不可）



瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第○号より変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

注) 変更箇所については、新旧前後の内容がわかるように対比して記載すること。

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注) 下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- (1) 様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
- (2) メール宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者の上席者とする事。  
(BCC は不可)

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務管理者等届出書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務について、委託契約書第11条の規定に基づき、業務管理者及び従事者を選任（変更）したので報告します。

記

- 1 業務管理者（所属名・職名・氏名）
- 2 1の者が不在等の場合の代行者（所属名・職名・氏名）
- 3 従事者（所属名・職名・氏名）

注）変更箇所については、新旧前後の内容がわかるように対比して記載すること。

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注）下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- （1）様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
- （2）メールの宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者の上席者とする事。

（BCC は不可）

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務について、委託契約書第13条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 業務の効果
- 5 収支決算書
- 6 その他

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注）下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- （1）様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
- （2）メールの宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者的上席者とする事。  
（BCC は不可）

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注）下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- （1）様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
  - （2）メールの宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者的上席者とする事。
- （BCC は不可）

様式第6号（第15条関係）

令和 年 月 日

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会  
会長 土居 忠博 様

所在地  
法人名  
代表者氏名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務に係る委託料について、委託契約書第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金	円也		
内訳	委託料	金	円
	前金払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

※押印を省略する場合に記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	（例）●●支店長 愛媛 太郎 TEL0898-12-3456
担当者（職氏名・連絡先）	（例）営業課長 今治 太郎 TEL0898-12-3456

注）下記要件 を全て満たす場合は、押印を省略し、電子メールで送付することができる。

- （1）様式に本件責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を記載すること。
  - （2）メールの宛先は、本件責任者並びに実行委員会の担当者及び当該担当者的上席者とする事。
- （BCC は不可）